

十日町病院個人情報保護取扱要領

1 目的

この要領は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年 1 月、個人情報保護委員会）、「新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 4 年新潟県条例第 32 号）、「新潟県個人情報保護事務取扱要綱」（平成 17 年 6 月新潟県、以下「要綱」という。）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月、個人情報保護委員会・厚生労働省）に定めるほか、個人情報保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

なお、医療情報システムに関する事項については、「総合医療情報システム (HIS) 運用管理規程」（総合医療情報システム管理委員会）によるものとする。

2 保有制限

(1) 利用目的

当院において個人情報を保有する利用目的は別紙のとおりとする。

(2) 利用目的の明示方法

院内掲示、病院ホームページへの掲載等により明示する。

3 利用及び提供の制限

1 (1) の利用目的以外の目的のために、個人情報を利用、提供できない。ただし、以下の場合は、例外的に利用、提供することができる。

<p>●法令に基づく場合【法第 18 条第 3 項第 1 号、第 27 条第 1 項第 1 号】</p> <ul style="list-style-type: none">・刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査関係事項照会）・弁護士法第 23 条の 2（弁護士照会）・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 1 項（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査） 等
<p>●人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき【法第 18 条第 3 項第 2 号、法第 27 条第 1 項第 2 号】</p> <ul style="list-style-type: none">・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合 等
<p>●公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき【法第 18 条第 3 項第 3 号、法第 27 条第 1 項第 3 号】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童虐待事例についての関係機関との情報交換 等
<p>●国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき【法第 18 条第 3 項第 4 号、法第 27 条第 1 項第 4 号】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全

と秩序の維持の観点から照会する場合 等

●学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）【法第 18 条第 3 項第 6 号、法第 27 条第 1 項第 7 号】

4 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の作成、公表等については、要綱第 4 による。

5 開示

(1) 診療情報の提供

「新潟県立病院における診療情報の提供に関する指針」（平成 14 年 6 月新潟県病院局）に基づき提供する。ただし、指針に基づく提供申出がない場合でも、診療行為の一環として、患者等に対して必要な範囲で診療情報を提供することを妨げない。また、法第 76 条による開示請求を妨げない。

(2) 診療情報以外の開示

法第 76 条による保有個人情報の開示請求、決定等については要綱 5 による。

6 訂正

保有個人情報の訂正請求、決定等については、要綱第 6 による。

7 利用停止

保有個人情報の利用停止請求、決定等については、要綱第 7 による。

8 審査請求

開示決定、訂正決定及び利用停止決定等に対する審査請求については、要綱第 8 による。

9 個人情報の取扱い

(1) 適正管理

個人情報については、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止するよう努めること。

(2) 院外持ち出し

診療記録等の保有個人情報については、原則として院外に持ち出してはならない。職務遂行上やむを得ず持ち出す場合は、病院長の許可を得ることとする。

10 業務委託

個人情報取扱事務を委託する場合は、「新潟県個人情報取扱事務委託基準」（平成 11 年 3 月）により、委託先を選定し、契約書に受託者が遵守すべき特記事項を記載する。

11 医療技術実習生等

医療技術習得のための実習生、職場体験学習の学生等の受入れにあたっては、個人情報保護に関する法令の順守及び守秘義務に係る誓約書を徴取する。

12 漏えい発生時の対応

- (1) 個人情報に係る情報漏えい等の事故が発生した時は、各セクション長は被害の拡大防止及び復旧等のため、直ちに必要な措置を講ずるものとする。また、事故発生の経緯、被害状況等を速やかに病院長（庶務課）に報告する。
- (2) 病院長は、「事件・事故の迅速・厳正な調査及び報告について」（平成13年7月6日県病局第449号）により、病院局長（総務課総務係）へ報告する。また、必要に応じて、要綱第2により、法務文書課長、個人情報保護委員会へ報告する。

13 苦情・相談

個人情報の取扱いに関する苦情・相談等は、各セクション長及び事務長補佐が担当する。

14 個人情報保護に関する検討組織

所管事項	検討組織
診療情報の提供、開示に関する事項	診療録管理委員会
医療情報システムに関する事項	総合医療情報システム管理委員会
その他	管理会議

附則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

令和6年1月15日 一部改正

改正履歴

日	改正内容
令和5年10月10日	施行
令和6年1月15日	一部改正 ・ 法の適用条文誤りの訂正（「1 目的」、「3 利用及び提供の制限」）

別紙

1 院内での利用

- ・ 患者様に提供する医療サービス
- ・ 医療保険事務
- ・ 入退院等の病棟管理
- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 患者様への医療サービスの向上
- ・ 院内医療実習への協力
- ・ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- ・ その他、患者様に係る管理運營業務

2 院外への情報提供としての利用

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- ・ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・ 医療の質の向上、経営改善を目的とした院外症例研究、評価事業
- ・ その他、患者様への医療保険事務に関する利用

3 その他の利用

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 外部監査機関への情報提供